

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成26年 8 月21日
【会社名】	株式会社クスリのアオキ
【英訳名】	KUSURI NO AOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 宏憲
【本店の所在の場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	0 7 6－2 7 4－1 1 1 1
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 管理本部長 八幡 亮一
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	0 7 6－2 7 4－1 1 1 1
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 管理本部長 八幡 亮一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成26年8月19日開催の当社第30回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年8月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円

配当総額 148,654,689円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年8月20日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,550,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,550,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、青木桂生、青木保外志、青木宏憲、三沢康司、八幡亮一、鶴羽 樹、岡田元也の各氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、桑島敏彰、中村明子の各氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、森岡真一氏を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末の常勤取締役（業務執行取締役）6名に対し総額57,255,000円、当期末の常勤監査役1名に対し1,000,000円を支給するもの。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役垣内伸彦氏及び澤野和彦氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈するもの。

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び取締役に対して割当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	69,671	414	67	（注1）	可決（98.4%）
第2号議案					
青木 桂生	69,721	364	67	（注2）	可決（98.5%）
青木 保外志	70,005	80	67		可決（98.9%）
青木 宏憲	70,005	80	67		可決（98.9%）
三沢 康司	70,005	80	67		可決（98.9%）
八幡 亮一	70,005	80	67		可決（98.9%）
鶴羽 樹	65,153	4,932	67		可決（92.0%）
岡田 元也	63,015	7,070	67		可決（89.0%）
第3号議案					
桑島 敏彰	70,037	48	67	（注2）	可決（98.9%）
中村 明子	70,042	43	67		可決（98.9%）
第4号議案	70,039	46	67	（注2）	可決（98.9%）
第5号議案	69,918	167	67	（注1）	可決（98.8%）
第6号議案	62,849	4,485	2,817	（注1）	可決（88.8%）
第7号議案	64,041	6,044	67	（注3）	可決（90.5%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

（注）2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（注）3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上